

江差町町有林J-クレジット認証・販売事業 公募型プロポーザル実施要領



ZERO CARBON
HOKKAIDO
Hiyama ESASHI

令和8年6月

江差町総務課

1 事業概要

(1) 事業名

江差町町有林Ｊ－クレジット認証・販売事業

(2) 目的

江差町が管理する町有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「Ｊ－クレジット制度」という。）に基づくＪ－クレジットの認証・販売を行うことにより、その収入を持続可能な社会の実現を目指す町のゼロカーボン施策に活用することを目的とする。

(3) 内容

別添「江差町町有林Ｊ－クレジット認証・販売事業企画提案指示（仕様）書」のとおりとする。

(4) 事業期間

協定締結日から令和 17 年 3 月 31 日まで（予定）

※プロジェクト期間は、約 8 年間を想定。

2 参加資格

本公募型プロポーザルへの参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 日本国内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人であること。ただし、宗教法人や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（不正行為等）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 江差町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 18 号）による入札参加除外措置を参加表明時点において受けていないこと。

オ 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税（特別区にあっては都税）を滞納している者でないこと。

カ 次に掲げる届出の義務を履行している者であること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

キ 森林Ｊ－クレジット制度を熟知しており、地方公共団体から同種若しくは類似の事業を受託した実績を有する者であること。

ク 本事業の円滑な遂行のために必要な経営基盤を有している者であること。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始及び実施要領等の公表	令和 8 年 6 月 19 日（金）
質問票の提出期限	令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時 15 分
質問への回答期限	令和 8 年 7 月 7 日（火）
参加表明書及び誓約書の提出期限	令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時 15 分
企画提案書提出期限	令和 8 年 7 月 17 日（金）
審査会	令和 8 年 7 月 22 日（水）※変更となっています
協定締結・事業開始	令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

4 手続等に関する事項

(1) 実施要領等の公表

ア 公表期間

令和 8 年 6 月 19 日（金）から令和 8 年 7 月 17 日（金）

イ 交付場所

後記 9 の場所で交付する。また、江差町ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 質問票の提出

ア 提出期限

令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時 15 分まで

イ 提出書類

質問票（様式 4）により提出すること。

ウ 提出場所

後記 9 に同じ

エ 提出方法

①電子メールで担当部署宛に提出すること。なお、送信後は必ず開庁時に確認の電話を入れること。また、電話や来訪による口頭など、電子メール以外での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

②件名を「【質問票】江差町町有林 J-クレジット認証・販売事業（企業名）」とすること。

【送信先】江差町総務課 E-Mail：soumu@town.hiyama-esashi.lg.jp

オ 回答

令和 8 年 7 月 7 日（火）までに質問者に電子メールで回答し、江差町ホームページにて公表する。

なお、本公募型プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保つことができないような質問には、回答しない。

(3) 参加表明及び提出物

ア 提出書類

（ア）単独法人提案の場合

参加表明書（様式 1）、誓約書（様式 3）

(イ) コンソーシアムの場合

参加表明書（様式 2）、誓約書（様式 3）

※誓約書は構成員ごとに提出すること。

(ウ) 共通提出書類

A 会社概要が分かる資料（様式任意）

B 事業実績が分かる資料（様式任意）

C 法人登記事項証明書（交付日から 3 か月以内のもの。複写可。）

D 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税（特別区にあつては都税）について滞納がないことの証明書（発行後 3 か月以内のもの。複写可。）

E 法人の経営状況等が分かる資料（直近 2 年間の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。複写可。）

イ 提出期限

令和 8 年 7 月 10 日（金）午後 5 時 15 分まで

ウ 提出場所

後記 9 に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

※持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで受付。

(4) 参加表明後の辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、公募型プロポーザル参加辞退書（様式 6）により、企画提案書の提出期限までに提出すること。

5 企画提案書に関する事項

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 5 時 15 分（必着）

(2) 提出部数

ア 企画提案書（鑑）（様式 5） 1 部

イ 企画提案書（任意様式） 正本 1 部、副本 6 部

(3) 提出先

後記 9 に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

(5) 企画提案書の書式

提出する書類の規格は、日本産業規格 A 列 4 番とする。文章を補完する写真、イラスト等のイメージ図や平面図には日本産業規格 A 列 3 番も可とする（日本産業規格 A 列 4 番サイズに折り込むこと。）。

印刷は片面とする。また、用紙は任意とし、カラー白黒等の色は指定しない。

(6) 企画提案書の内容

次の各項目に関する提案を行うこと。

- ア 別添「江差町町有林」ークレジット認証・販売事業企画提案指示（仕様）書」に掲げる内容を全て網羅した提案書とすること。
- イ 事業の実施工程（プロジェクト登録、認証からモニタリングが完了するまでの工程、」ークレジット販売までに必要な事務処理及び各支援内容）の工程表を作成し、添付すること。
- 実施工程の作成に当たっては、事業実施事業者等が果たす具体的な役割（手続及び作業）と時期について確認できるものとする。
- ウ 事業の実施体制を明確にするため、江差町との連絡調整の窓口となる管理責任者や執行体制編成の考え方及び特色について記載すること。なお、本業の一部を再委託する場合は、その事業の範囲と再委託先を記載すること。
- エ 事業主任担当者及び業務担当者氏名、経歴、実績等について記入すること。
- オ 町有林が有する公益的機能を検証し、確実に」ークレジットの認証を受け、販売まで結びつける方法を提案すること。
- カ プロジェクト登録年度から終了年度までの収支計画を作成して提案すること。その際、次の事項をまとめて提案すること。
- A CO₂吸収算定量
 - B 売却益見込み（算定時の見込み単価も記載）
 - C プロジェクト計画書作成・登録費用見込み
 - D 各年度モニタリング検証費用見込み
 - E 各年度モニタリング実施費用見込み
 - F 当該事業における各年度の事業者手数料見込み
 - G 当該事業における各年度の江差町収益見込み
- キ 森林」ークレジット収益按分における江差町と事業者との按分方法及び金額見込みについて記入すること。なお、外部経費については事業者が負担する提案とすること。
- ク 森林」ークレジット制度取組実績が分かる資料（他自治体との協定、契約等の実績、プロジェクト登録・」ークレジット創出実績などを明示しているもの。なお、見込みの場合には「見込み」と明記すること。）
- ケ 江差町が対応しなければならない作業又は事務がある場合には、その具体的内容等について提案すること。
- コ その他、森林」ークレジットを通じた経済活性化や地域課題解決に対する支援方法など独自の提案をすること。

6 審査に関する事項

最良の提案をした者（以下、「事業実施候補者」という。）の選定に当たっては、「江差町町有林」ークレジット認証・販売事業プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査及び評価を行う。なお、参加事業者が1者のみの場合においても、企画提案書、プレゼンテーション等の内容を審査の上、妥当であると判断された場合は事業実施候補者として決定する。

(1) 審査会の構成等

副町長、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長、産業振興課長、総務課参事により構

成し、委員長は副町長をもって充てる。

(2) 審査会の開催及び議決

ア 委員長は審査会を招集する。

イ 審査会は、委員の出席が過半数に満たない場合は、成立しないものとする。

ウ 審査会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(3) プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和8年7月22日(水)※変更となっています

イ 所要時間 30 分間（企画提案 20 分以内、質疑 10 分）

ウ 参加人数

説明者も含め3名以内、本業務を受託した場合に主担当者となる者は必ず出席すること。

エ その他

プレゼンテーションにおいてプロジェクター等を使用する場合は、企画提案書提出時にその旨を職員に申し出ること。なお、プロジェクター、スクリーン及び HDMI 端子ケーブルは江差町で用意するが、パソコン、各インターフェイスから HDMI 端子への変換アダプター、その他に必要な機材は各参加事業者にて用意すること。

(4) 評価

ア 評価は、別紙「江差町町有林」ークレジット認証・販売事業 評価基準表」により行うものとする。

イ 企画提案書等の内容及びプレゼンテーションによる評価の合計点が最も上位の者を事業実施候補者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業実施候補者として決定する。

ウ 最高得点を取得した者が複数存在する場合は、くじ引きとする。

エ 事業実施候補者が辞退した場合又は事業実施候補者がその資格を喪失した場合は、次順位の提案者を事業実施候補者に選定する。

オ 選考に当たり、審査会において最低基準（採点合計が配点合計の6割）を設けるものとする。また、参加事業者が1者の場合も選考を行うほか、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

(5) 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 内容に虚偽の記載があった場合

ウ プレゼンテーションに参加しない場合

エ 作成、提出において、不正行為が認められた場合

(6) 審査結果及び公表

ア 審査の結果は、審査終了後に通知する。

イ 各評価点及び順位は、公表しない。

ウ 審査結果に関する異議申立ては、一切受け付けない。

エ 審査結果及び事業実施候補者名は、江差町ホームページで公表する。

7 協定に関する事項

- (1) 審査の結果、事業実施候補者と協議を行い、合意した場合は事業実施候補者を決定者とし、たうえ、協定を締結する。提案内容に沿った内容で協定を締結するが、原則として、実際の協定締結及び事業推進に当たっては、町と協議した上で事業内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 事業実施候補者との協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を事業実施候補者として協定締結の協議を行う。この場合において、次順位のほかに事業実施候補者となるべき評価の合計点の者が2者以上あるときは、6(4)エと同様の方法により事業実施候補者を決定する。
- (3) 提案書は、協定書の一部とする。

8 その他特記事項

- (1) 提案については、各参加事業者1提案とする。
- (2) 本公募型プロポーザルの参加事業者は参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。
- (3) 本事業実施候補者決定後、本事業実施候補者が協定締結までの間に2に規定する参加資格を満たさなくなった場合は、本事業実施候補者の決定を無効とし、協定を締結しないことがある。
- (4) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (5) 本事業内容は、採択された本公募型プロポーザルの内容を基本とするが、江差町の指示のもと変更修正をできるものとする。

9 担当課・問い合わせ先

北海道江差町総務課防災生活係 伊藤・武山

〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1

TEL:0139-52-6711 (内線 262~265)

FAX:0139-52-0234

E-Mail : soumu@town.hiyama-esashi.lg.jp